

一般競争入札の公告

滋賀県立大学D棟エレベーター更新業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、公立大学法人滋賀県立大学契約事務取扱規程（平成18年公立大学法人滋賀県立大学規程第54号。以下「取扱規程」という。）第4条の規定により公告する。

令和6年4月2日

公立大学法人滋賀県立大学理事長 井手 慎司

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 滋賀県立大学D棟エレベーター更新業務
- (2) 契約の内容等 別添契約書（案）および仕様書による。
- (3) 履 行 期 間 契約締結日 から 令和6年10月15日 まで
- (4) 履 行 場 所 滋賀県彦根市八坂町2500

2 入札に参加する者に必要な資格

業務の実施に必要な能力を有する者で、次に掲げるすべての要件を満たす者を対象とする。

- (1) 取扱規程第3条に規定する者に該当しない者であること。[注1]。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和57年滋賀県告示第142号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所等で資格審査の申請を行うこと。ただしこの場合はこの公告に係る入札手続に間に合わないことがある。

＊滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加資格：滋賀県 会計管理局管理課

○営業種目として、次の営業種目に登録されていること。

・大分類：役務 中分類：庁舎関係設備保守・点検

- (4) 滋賀県物品関係指名等停止基準その他の滋賀県の機関が定める指名停止等の基準または公立大学法人滋賀県立大学における物品購入等契約に関する取引停止等の取扱要綱による指名停止等の措置期間中でないこと。
- (5) 滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (6) 入札に参加しようとする者は、下記の書類を令和6年4月15日（月）午後4時までに持参または郵送にて提出すること。提出なき場合は、入札に参加できない。

書 類：入札参加資格確認申請書

提出先：滋賀県立大学 事務局財務課（滋賀県彦根市八坂町2500）

3 入札執行の日時および場所、契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所および問い合わせ先

滋賀県立大学 事務局財務課 〒522-8533 滋賀県彦根市八坂町 2500

TEL : 0749-28-8207 FAX : 0749-28-8471 メールアドレス : shisetsu@office.usp.ac.jp

(入札説明書等については、ホームページ内から当該公告の添付ファイルをダウンロードすること。郵送等による交付は実施していない。)

(2) 契約条項を示す期間

令和6年4月2日(火)午前10時から令和6年4月15日(月)午後4時まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)

(3) 入札説明会の日時および場所

入札説明会は行わない。

(4) 入札および開札の日時および場所

令和6年4月16日(火) 10時00分 滋賀県立大学 A0棟3階 第2会議室

4 入札方法等

(1) 入札執行については、公立大学法人滋賀県立大学会計規則(平成18年公立大学法人滋賀県立大学規則第4号)および取扱規程の規定によるものとする。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札参加者またはその代理人は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

5 落札者の決定

(1) 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。なお、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを辞退することはできない。

(3) 落札者が、指定の期日までに契約書の取りかわしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

6 保証金

入札保証金および契約保証金については、免除する。

7 無効の入札書

入札書で、次の各号のいずれかに該当するものは、これを無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 委任状を提出しない代理人のした入札書
- (3) 入札参加者またはその代理人が同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札書
- (4) 談合その他不正の行為があったと認められる入札書
- (5) 入札書記載の金額、氏名、押印その他入札要件の記載が確認できない入札書
- (6) 入札書記載の金額を加除訂正した入札書
- (7) 鉛筆その他訂正が容易な筆記用具により記載された入札書
- (8) 虚偽の申請を行った者のした入札
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札書

8 郵送等による入札の可否

不可

9 契約手続きにおいて使用する言語および通貨

日本語および日本国通貨

10 その他必要事項

- (1) 入札参加者に要求される事項

入札参加者は、落札者の決定までの間において、公立大学法人滋賀県立大学から提出書類等に関し説明を求められた場合は、自らの負担において完全な説明をすること。

- (2) 代理人の入札

代理人が入札を行う場合、代理人は入札開始前に入札執行者に委任状を提出しなければならない。なお、この場合の入札書には委任状の受任者欄に記載されたとおりの氏名を記入し同じ印を押印すること。

- (3) くじによる落札者の決定

同価の入札者が2人以上ある場合は、くじにより落札者を決定する。なお、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを辞退することはできない。

- (4) 書換え等の禁止

一度提出した入札書は書換え、引換え、または撤回をすることはできない。

- (5) 鉛筆その他訂正が容易な筆記用具により記載された入札は無効とする。

- (6) その他詳細は、入札説明書等による。